

第33号議案 品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

1. 改正内容

- (1) 緊急資金の融資期間のうち、据置期間を延長する。
 現行) 据置期間：12月
 改正) 据置期間：36月
- (2) 緊急資金の融資あつ旋対象者を拡大する。
 現行) ①特別中小企業者（常時使用する従業員が20人以下）
 ②引き続き1年以上同一事業を営んでいる者
 改正) ①特別中小企業者その他規則で定める者
 ②「引き続き1年以上同一事業を営んでいる者」を廃止
- (3) その他規定整備

2. 改正理由

新型コロナウイルス感染症により、区内中小企業の経営に変化が現れた場合の対策資金を融資あつ旋するため、令和2年4月1日より緊急資金「経営変化対策資金2020」を実施している。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、区内中小事業者の資金需要に対し、現規定では対応できないことから、これを拡充するとともに弾力的に遂行できるよう、規定整備を行うものである。

<参考>緊急資金「経営変化対策資金2020」の改正概要

	改正	現行
限度額	2,000万円	500万円
利率	3年間無利子 4年目以降0.2%	3年間無利子 4年目以降0.2%
融資期間	10年以内 (うち据置36月)	5年以内 (うち据置12月)
対象者	①中小企業者 従業員人数問わず利用可能 ②廃止 創業後1年未満でも利用可能 ③廃止 売上が減少していない場合も利用可能	①特別中小企業者 (常時使用する従業員が20人以下) ②引き続き1年以上同一事業を営んでいる者 ③最近3ヶ月の売上が、前年同期間に比べて5%以上減少していること。

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、品川区内の中小企業者および小規模企業者の事業経営上必要な資金の調達を容易にするため、品川区が実施する中小企業事業資金（以下「資金」という。）の融資のあつ旋等について規定し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>イ 資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ウ 資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人であつて、サービス業（ソフトウェア業および情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>エ 資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>オ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、品川区内の中小企業者および小規模企業者の事業経営上必要な資金の調達を容易にするため、品川区が実施する中小企業事業資金（以下「資金」という。）の融資のあつ旋等について規定し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>イ 資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ウ 資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人であつて、サービス業（ソフトウェア業および情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>エ 資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>オ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法</p>

新	旧
<p>(平成10年法律第7号) 第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。) であつて、常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については100人) 以下のもの</p> <p>(2) 小規模企業者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 前号のアに該当する者のうち、常時使用する従業員の数が20人以下の会社および個人 イ 前号のイからエまでに該当する者のうち、常時使用する従業員の数が5人以下の会社および個人 ウ 前号のオに該当する者のうち、常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については、5人) 以下のもの</p> <p>(3) 特別中小企業者 中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が20人以下の会社、個人その他区長が別に定めるものをいう。</p> <p>(4) ワークライフバランス推進企業者 中小企業者のうち、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号) 第12条第4項の規定に基づき、一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。) を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出た者をいう。</p> <p>(5) 事業承継推進企業者 中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 事業の承継を3年以内に行う見込みがあるもの イ 事業を承継してから5年を経過していないもの</p> <p>(6) 創業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p>	<p>(平成10年法律第7号) 第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。) であつて、常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については100人) 以下のもの</p> <p>(2) 小規模企業者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 前号のアに該当する者のうち、常時使用する従業員の数が20人以下の会社および個人 イ 前号のイからエまでに該当する者のうち、常時使用する従業員の数が5人以下の会社および個人 ウ 前号のオに該当する者のうち、常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については、5人) 以下のもの</p> <p>(3) 特別中小企業者 中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が20人以下の会社、個人その他区長が別に定めるものをいう。</p> <p>(4) ワークライフバランス推進企業者 中小企業者のうち、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号) 第12条第4項の規定に基づき、一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。) を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出た者をいう。</p> <p>(5) 事業承継推進企業者 中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 事業の承継を3年以内に行う見込みがあるもの イ 事業を承継してから5年を経過していないもの</p> <p>(6) 創業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p>

新	旧
<p>(7) 団体</p> <p>ア 品川区内に中小企業を創業しようとする者で、他の企業の代表者でないもの</p> <p>イ 企業の代表者で、当該企業のほかに品川区内に中小企業を創業しようとするもの</p> <p>ウ 品川区内に創業して5年以内の中小企業者主として品川区内の中小企業者を構成員とする商工団体で、次のいずれかに該当するものをいう。</p>	<p>(7) 団体</p> <p>ア 品川区内に中小企業を創業しようとする者で、他の企業の代表者でないもの</p> <p>イ 企業の代表者で、当該企業のほかに品川区内に中小企業を創業しようとするもの</p> <p>ウ 品川区内に創業して5年以内の中小企業者主として品川区内の中小企業者を構成員とする商工団体で、次のいずれかに該当するものをいう。</p>
<p>ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「団体組織法」という。）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）</p> <p>イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号。以下「振興組合法」という。）に規定する商店街振興組合および商店街振興組合連合会</p> <p>ウ 事業の協業化または企業の共同化等企業の近代化を実施するものと区長が認めるもの</p>	<p>ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「団体組織法」という。）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）</p> <p>イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号。以下「振興組合法」という。）に規定する商店街振興組合および商店街振興組合連合会</p> <p>ウ 事業の協業化または企業の共同化等企業の近代化を実施するものと区長が認めるもの</p>
<p>(8) 商店街組合等</p> <p>次のいずれかに該当する組合等をいう。</p> <p>ア 商店街が形成されている地域における団体組織法に基づく事業協同組合または商店街振興組合（以下「商店街組合」という。）</p> <p>イ 振興組合法第9条に規定する要件を備える20人以上が近接して形成する商店街で、将来法人化が確実と認められるもの（以下「未組織商店街」という。）</p> <p>ウ 商店街組合または未組織商店街が複数共同して振興事業を実施するため結成した組織で、区長が認めるもの</p>	<p>(8) 商店街組合等</p> <p>次のいずれかに該当する組合等をいう。</p> <p>ア 商店街が形成されている地域における団体組織法に基づく事業協同組合または商店街振興組合（以下「商店街組合」という。）</p> <p>イ 振興組合法第9条に規定する要件を備える20人以上が近接して形成する商店街で、将来法人化が確実と認められるもの（以下「未組織商店街」という。）</p> <p>ウ 商店街組合または未組織商店街が複数共同して振興事業を実施するため結成した組織で、区長が認めるもの</p>
<p>(9) 取扱金融機関</p> <p>区長により次条に定める資金の融資あつ旋を受けて、前各号に定めるものに対し融資を行う金融機関をいう。</p>	<p>(9) 取扱金融機関</p> <p>区長により次条に定める資金の融資あつ旋を受けて、前各号に定めるものに対し融資を行う金融機関をいう。</p>
<p>(10) 小口零</p> <p>信用保証協会が行う中小企業信用保険法（昭和25</p>	<p>(10) 小口零</p> <p>信用保証協会が行う中小企業信用保険法（昭和25</p>

新						旧					
細企業保証 制度に係る 保証			年法律第264号。以下「信用保険法」という。)第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者に対する保証であつて、当該保証に係る金額が既存の信用保証協会の保証付融資の残高との合計で2,000万円の範囲内となるものをいう。			細企業保証 制度に係る 保証			年法律第264号。以下「信用保険法」という。)第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者に対する保証であつて、当該保証に係る金額が既存の信用保証協会の保証付融資の残高との合計で2,000万円の範囲内となるものをいう。		
(あつ旋資金の種類)						(あつ旋資金の種類)					
第3条 区長が、取扱金融機関の融資をあつ旋する資金の種類ならびにその限度額、利率および融資期間ならびに対象者は、次の表のとおりとする。						第3条 区長が、取扱金融機関の融資をあつ旋する資金の種類ならびにその限度額、利率および融資期間ならびに対象者は、次の表のとおりとする。					
番号	種類	限度額	利率	融資期間	対象者	番号	種類	限度額	利率	融資期間	対象者
1	事業設備資金	30,000,000円	年7パーセント以内	据置き <u>6月以内</u> を含む7年以内	中小企業者	1	事業設備資金	30,000,000円	年7パーセント以内	据置き <u>6月を含む</u> 7年以内	中小企業者
2	事業運転資金	20,000,000円	年7パーセント以内	据置き <u>6月以内</u> を含む5年以内	中小企業者	2	事業運転資金	20,000,000円	年7パーセント以内	据置き <u>6月を含む</u> 5年以内	中小企業者
3	小規模企業特別事業資金	20,000,000円。ただし、信用保証協会の保証付融資を受けている場合にあつては、20,000,000円から当該融資の残高を差し引いて得た額	年6パーセント以内	据置き <u>6月以内</u> を含む5年以内	小規模企業者	3	小規模企業特別事業資金	20,000,000円。ただし、信用保証協会の保証付融資を受けている場合にあつては、20,000,000円から当該融資の残高を差し引いて得た額	年6パーセント以内	据置き <u>6月を含む</u> 5年以内	小規模企業者
4	団体事	35,000,000	年7パ	据置き <u>6</u>	団体	4	団体事	35,000,000	年7パ	据置き <u>6</u>	団体

新						旧					
	業資金	円	一セント以内	月以内を含む7年以内			業資金	円	一セント以内	月を含む7年以内	
5	環境対策資金	15,000,000円	年2パーセント以内	据置き6月以内を含む7年以内	中小企業者	5	環境対策資金	15,000,000円	年2パーセント以内	据置き6月を含む7年以内	中小企業者
6	事業活性化資金	40,000,000円	年7パーセント以内	据置き6月以内を含む7年以内	中小企業者	6	事業活性化資金	40,000,000円	年7パーセント以内	据置き6月を含む7年以内	中小企業者
7	商店街活性化資金	1億円	年2.7パーセント以内	据置き12月以内を含む10年以内	商店街組合等	7	商店街活性化資金	1億円	年2.7パーセント以内	据置き12月を含む10年以内	商店街組合等
8	創業支援資金	20,000,000円	年7パーセント以内	据置き12月以内を含む10年以内	創業者	8	創業支援資金	20,000,000円	年7パーセント以内	据置き12月を含む10年以内	創業者
9	経営支援資金	25,000,000円	年2パーセント以内	据置き6月以内を含む7年以内	中小企業者	9	経営支援資金	25,000,000円	年2パーセント以内	据置き6月を含む7年以内	中小企業者
10	経営安定化資金	30,000,000円	年2パーセント以内	据置き12月以内を含む10年以内	中小企業者	10	経営安定化資金	30,000,000円	年2パーセント以内	据置き12月を含む10年以内	中小企業者
11	ワークライフバランス企業	10,000,000円	年6パーセント以内	据置き6月以内を含む7年以内	ワークライフバランス推進企業者	11	ワークライフバランス企業	10,000,000円	年6パーセント以内	据置き6月を含む7年以内	ワークライフバランス推進企業者

新						旧					
	支援資金						支援資金				
12	事業承継支援資金	20,000,000円	年6パーセント以内	据置き <u>6月以内</u> を含む7年以内	事業承継推進企業者	12	事業承継支援資金	20,000,000円	年6パーセント以内	据置き <u>6月</u> を含む7年以内	事業承継推進企業者
13	緊急資金	30,000,000円の <u>範囲内</u> において <u>規則で定める額</u> 。ただし、第6条第2号に該当する場合にあつては、2,000,000円の <u>範囲内</u> において <u>規則で定める額</u>	金融情勢の変動に応じ、規則で定める率	据置き <u>3月以内</u> を含む <u>10年以内</u> 。ただし、第6条第2号に該当する場合にあつては、据置き <u>12月以内</u> を含む5年6月以内	特別中小企業者 <u>その他規則で定める者</u>	13	緊急資金	30,000,000円。ただし、第6条第2号に該当する場合には、2,000,000円	金融情勢の変動に応じ、規則で定める率	据置き <u>12月</u> を含む5年6月以内	特別中小企業者

(あつ旋対象者の要件)

第4条 資金の融資あつ旋の申込みをしようとする者は、第2条第1号から第8号までに規定するものであつて、かつ、次に定める要件に該当するものでなければならない。

- (1) 規則で定める業種に該当しないこと。
- (2) 許認可等を要する業種を営んでいる場合にあつては、当該許認可等を受けていること。ただし、第2条第6号アおよびイに該当する者が創業支援資金の融資を受けようとする場合にあつては、当該許認可等を受ける見込みがあること。

(あつ旋対象者の要件)

第4条 資金の融資あつ旋の申込みをしようとする者は、第2条第1号から第8号までに規定するものであつて、かつ、次に定める要件に該当するものでなければならない。

- (1) 規則で定める業種に該当しないこと。
- (2) 許認可等を要する業種を営んでいる場合にあつては、当該許認可等を受けていること。ただし、第2条第6号アおよびイに該当する者が創業支援資金の融資を受けようとする場合にあつては、当該許認可等を受ける見込みがあること。

新	旧
<p>(3) 品川区内に住所または事業所を<u>有している</u>こと。ただし、創業支援資金に係る場合にあつては、この限りでない。</p> <p><u>(3)の2 引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、創業支援資金および緊急資金に係る場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(4) 事業税および特別区民税または市町村民税（法人にあつては法人都民税または法人市町村民税）を滞納していないこと。</p> <p>(5) 貸付けを受ける資金の用途が適正で、かつ、資金およびその資金に係る利子について十分な償還能力があること。</p> <p>(6) 現に<u>前条に規定する種類が同一の資金</u>の融資を受けていないこと。ただし、<u>緊急資金の融資を受けている場合であつて区長が特に必要があると認めるとき、資金（団体事業資金、事業活性化資金、商店街活性化資金、創業支援資金、事業承継支援資金および緊急資金を除く。）</u>の融資を受けようとする場合であつて同条に規定する当該限度額から現に受けている融資の額を差し引いて得た額の範囲内において<u>当該資金の融資を受けようとするときおよび商店街活性化資金</u>の融資を受けようとする場合であつて同条に規定する当該限度額から既に受けた融資の合計額を差し引いて得た額の範囲内において<u>当該資金の融資を受けようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>2 小規模企業特別事業資金の申込みに係る場合にあつては、前項各号に該当することのほか、東京信用保証協会による小口零細企業保証制度に係る保証を付さなければならない。</p> <p>3 団体事業資金であつて、共同事業に必要な施設等の新設、改善等を目的とするものの申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、品川区内に当該施設等を有していなければならない。</p> <p>4 環境対策資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、当該企業の事業活動に関し環境対策を図るものと認めるものでなければならない。</p> <p>5 事業活性化資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、当該企業の事業の活性化を図るため、経営または施設等</p>	<p>(3) 品川区内に住所または事業所を<u>有し、かつ、引き続き1年以上同一事業を営んでいる</u>こと。ただし、創業支援資金に係る場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(4) 事業税および特別区民税または市町村民税（法人にあつては法人都民税または法人市町村民税）を滞納していないこと。</p> <p>(5) 貸付けを受ける資金の用途が適正で、かつ、資金およびその資金に係る利子について十分な償還能力があること。</p> <p>(6) 現に<u>この条例による同種の資金（緊急資金を除く。）</u>の融資を受けていないこと。ただし、<u>事業設備資金、事業運転資金、小規模企業特別事業資金、環境対策資金、経営支援資金、経営安定化資金またはワークライフバランス企業支援資金</u>の融資を受けようとする場合にあつては前条に規定する当該限度額から現に受けている融資の額を差し引いて得た額の範囲内において、<u>商店街活性化資金</u>の融資を受けようとする場合にあつては前条に規定する当該限度額から既に受けた融資の合計額を差し引いて得た額の範囲内において、<u>それぞれ同種の資金（緊急資金を除く。）</u>の融資を受けることができる。</p> <p>2 小規模企業特別事業資金の申込みに係る場合にあつては、前項各号に該当することのほか、東京信用保証協会による小口零細企業保証制度に係る保証を付さなければならない。</p> <p>3 団体事業資金であつて、共同事業に必要な施設等の新設、改善等を目的とするものの申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、品川区内に当該施設等を有していなければならない。</p> <p>4 環境対策資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、当該企業の事業活動に関し環境対策を図るものと認めるものでなければならない。</p> <p>5 事業活性化資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、当該企業の事業の活性化を図るため、経営または施設等</p>

新	旧
<p>を改善するものと認めるものでなければならない。</p> <p>6 商店街活性化資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、商店街組合等の地域の商業環境を整備改善するため、施設等を設置もしくは改善するものまたは事業等の促進により当該地域の商店街の活性化を図るものと認めるものでなければならない。</p> <p>7 創業支援資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、当該企業が同一場所において1年以上営むことを条件とする適正な創業計画により、当該企業の継続、助長および安定化を図れると認めるものでなければならない。</p> <p>8 経営支援資金または経営安定化資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、当該企業が信用保険法第2条第5項各号のうち区長が指定する号に該当するものでなければならない。</p> <p>9 ワークライフバランス企業支援資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、当該企業が行動計画を現に実施し、または実施するための準備を行っていると認めるものでなければならない。</p> <p>10 事業承継支援資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 第2条第5号アに掲げるもの 区長が適切と認める事業承継計画を策定し、当該計画の実施に取り組むこと。</p> <p>(2) 第2条第5号イに掲げるもの 区長が適切と認める事業計画を策定し、経営の安定化および事業の活性化に取り組むこと。</p> <p>11 緊急資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、経済環境の著しい変動または大規模な自然災害により事業活動に多大な影響があり、かつ、当該企業の経営の安定化を図る必要があると認めるものでなければならない。</p> <p>(あつ旋手続)</p> <p>第5条 区長は、資金の融資あつ旋の申込みを受けたときは、別に定めるところにより審査し、適当と認める者については、速やかに取扱金融機関の融資について紹介するものとする。</p>	<p>を改善するものと認めるものでなければならない。</p> <p>6 商店街活性化資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、商店街組合等の地域の商業環境を整備改善するため、施設等を設置もしくは改善するものまたは事業等の促進により当該地域の商店街の活性化を図るものと認めるものでなければならない。</p> <p>7 創業支援資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、当該企業が同一場所において1年以上営むことを条件とする適正な創業計画により、当該企業の継続、助長および安定化を図れると認めるものでなければならない。</p> <p>8 経営支援資金または経営安定化資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、当該企業が信用保険法第2条第5項各号のうち区長が指定する号に該当するものでなければならない。</p> <p>9 ワークライフバランス企業支援資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、当該企業が行動計画を現に実施し、または実施するための準備を行っていると認めるものでなければならない。</p> <p>10 事業承継支援資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 第2条第5号アに掲げるもの 区長が適切と認める事業承継計画を策定し、当該計画の実施に取り組むこと。</p> <p>(2) 第2条第5号イに掲げるもの 区長が適切と認める事業計画を策定し、経営の安定化および事業の活性化に取り組むこと。</p> <p>11 緊急資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、経済環境の著しい変動または大規模な自然災害により事業活動に多大な影響があり、かつ、当該企業の経営の安定化を図る必要があると認めるものでなければならない。</p> <p>(あつ旋手続)</p> <p>第5条 区長は、資金の融資あつ旋の申込みを受けたときは、別に定めるところにより審査し、適当と認める者については、速やかに取扱金融機関の融資について紹介するものとする。</p>

新	旧
<p>(あつ旋手続の特例)</p> <p>第6条 区長は、次の各号に掲げる資金の申込みに係る場合にあつては、前条の規定にかかわらず、現地調査等を行い、相当と認める者については、その旨取扱金融機関に通知するものとする。</p> <p>(1) 環境対策資金のうち区長が必要と認めるもの</p> <p>(2) 緊急資金のうち区長が必要と認めるもの</p> <p>第7条 取扱金融機関は、前条に規定する通知を受けたときは、特別の異議のない限り、あらかじめ区長と協議して定めるところにより、速やかに融資を行うものとする。</p> <p>(損失補償)</p> <p>第8条 区長は、前条の規定により貸し付けた資金について、当該取扱金融機関において回収不能になった場合にあつては、その損失の全部または一部を補償することができる。</p> <p>2 前項に規定する回収不能に該当する事由および損失の範囲については、区長が取扱金融機関と協議して別に定める。</p> <p>(債権の管理)</p> <p>第9条 区長は、前条の規定により損失の補償を行つた場合は、当該補償に係る取扱金融機関の債権について、債権譲渡の方法により譲渡を受け、適正に管理し、債権の徴収に努めなければならない。</p> <p>(回収の猶予および減免)</p> <p>第10条 区長は、前条の規定により取得した債権について、必要に応じ、徴収の猶予をし、その一部もしくは全部について減額し、または免除することができる。</p> <p>(利子補給)</p> <p>第11条 区長は、取扱金融機関が融資した資金の実績額に応じ、別に定めるところにより利子の補給をすることができる。</p> <p>(信用保証料補助)</p> <p>第12条 区長は、融資に東京信用保証協会の保証が付された場合にあつては、別に定めるところにより信用保証料の補助をすることができる。</p>	<p>(あつ旋手続の特例)</p> <p>第6条 区長は、次の各号に掲げる資金の申込みに係る場合にあつては、前条の規定にかかわらず、現地調査等を行い、相当と認める者については、その旨取扱金融機関に通知するものとする。</p> <p>(1) 環境対策資金のうち区長が必要と認めるもの</p> <p>(2) 緊急資金のうち区長が必要と認めるもの</p> <p>第7条 取扱金融機関は、前条に規定する通知を受けたときは、特別の異議のない限り、あらかじめ区長と協議して定めるところにより、速やかに融資を行うものとする。</p> <p>(損失補償)</p> <p>第8条 区長は、前条の規定により貸し付けた資金について、当該取扱金融機関において回収不能になった場合にあつては、その損失の全部または一部を補償することができる。</p> <p>2 前項に規定する回収不能に該当する事由および損失の範囲については、区長が取扱金融機関と協議して別に定める。</p> <p>(債権の管理)</p> <p>第9条 区長は、前条の規定により損失の補償を行つた場合は、当該補償に係る取扱金融機関の債権について、債権譲渡の方法により譲渡を受け、適正に管理し、債権の徴収に努めなければならない。</p> <p>(回収の猶予および減免)</p> <p>第10条 区長は、前条の規定により取得した債権について、必要に応じ、徴収の猶予をし、その一部もしくは全部について減額し、または免除することができる。</p> <p>(利子補給)</p> <p>第11条 区長は、取扱金融機関が融資した資金の実績額に応じ、別に定めるところにより利子の補給をすることができる。</p> <p>(信用保証料補助)</p> <p>第12条 区長は、融資に東京信用保証協会の保証が付された場合にあつては、別に定めるところにより信用保証料の補助をすることができる。</p>

新	旧
<p>(融資期間の延長)</p> <p>第13条 区長は、大規模な自然災害その他特に必要と認める場合にあつては、第3条に規定する融資期間の延長について、取扱金融機関と協議するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(融資期間の延長)</p> <p>第13条 区長は、大規模な自然災害その他特に必要と認める場合にあつては、第3条に規定する融資期間の延長について、取扱金融機関と協議するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>